

改正

令和2年12月14日条例第33号

山武市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位計画として本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべきまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市におけるまちづくりの指針となる総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。

(山武市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する山武市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、山武市総合計画審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その達成状況について、市民に公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(山武市総合計画審議会)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、山武市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長から諮問を受けた基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 基本構想及び基本計画に基づく施策の進行管理に関する事項について調査審議すること。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委嘱時に前項第2号に規定する職にあった委員が当該職を離れたときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山武市総合計画審議会条例の廃止)

2 山武市総合計画審議会条例（平成18年山武市条例第152号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている山武市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

附 則（令和2年12月14日条例第33号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。